

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年9月30日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第65号

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第11条市民生活部の款市民総合相談課の項第8号中「消費者保護審議会」を「消費生活審議会」に改める。

第14条建築指導部の款審査課の項中第19号を第20号とし、第18号を第19号とし、第17号を第18号とし、第16号の次に次の1号を加える。

(17) 京都市地球温暖化対策条例による特定建築物排出量削減計画書等の受付に関すること。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)